

## 第4回 環境・労務委員会

開催 平成30年2月6日(水)

### 1. リスクアセスメント (職場の危険性、有害性の把握、改善)

- ・ 2016年6月に労働安全衛生法で義務化されました。
- ・ すべての化学物質の把握とリスクの見積り、低減措置の検討を義務化したものです。
- ・ リスクアセスメントシート (浅草支部ホームページの本部委員会報告 30年2月28日の頁にマニュアルとリスクアセスメントシートの自動作成ツールがのっています)に自社で使用している化学物質の項目に を入れ、換気や、VOC警報機、廃ウエスの容器密閉などを入力していくと1から5のリスクレベルが出ますので、3以下になるような改善努力方針を作っておくことが義務となります。
- ・ グリーンプリンティング認定制度で環境に配慮した印刷資材が下記のホームページにのっています。

<https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/product/?pageID=1>

### 2. 時間外労働の上限規定

- ・ 大企業は2019年4月、中小企業 (資本金3億以下、従業員300名以下)は2020年4月より労働基準法が施行されます。
- ・ 労働時間は1日8時間、1週40時間、休日は週少なくとも1日、これを超えるには36協定の締結・届け出が義務付けられます。
- ・ 時間外労働は月45時間・年360時間以内、違反者は6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられるおそれがあります。

わかりやすい解説資料を一つ前の頁にPDFファイルで入れてあります。大きいサイズなので3頁になりました。

### 3. 年5日の年次有給休暇の確実な取得

- ・ 2019年4月より本人の意思に関係なく年5日以上の有給休暇を取ることが義務化されます。(入社6ヶ月以上、8割以上出勤すると10日の有給休暇が付与されます)
- ・ 年次有給休暇管理簿を3年保存する。
- ・ 罰則は1人につき30万以下の罰金。
- ・ 土曜休暇をやめて有給にすることはできない。

わかりやすい解説資料を一つ前の頁にPDFファイルで入れてあります。